

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）（第一条関係）	1
○ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）（第二条関係）	29
○電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）（第三条関係）	43
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）（第四条関係）	54

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 特定製品 第一節 基準並びに販売及び表示の制限（第三条―第五条） 第二節 事業の届出等（第六条―第十五条） 第三節 検査機関の登録（第十六条―第十九条） 第四節 国内登録検査機関（第二十条―第二十九条） 第五節 外国登録検査機関（第三十条・第三十一条） 第六節 危害防止命令等（第三十二条―第三十二条の三） 第二章の二 特定保守製品等 第一節 特定保守製品の点検その他の保守に関する情報の提供等（第三十二条の四―第三十二条の十九） 第二節 特定保守製品の点検その他の保守の体制の整備（第三十二条の二十一―第三十二条の二十二） 第三節 経年劣化に関する情報の収集及び提供（第三十二条の二十三・第三十二条の二十四） 第三章 製品事故等に関する措置 第一節 情報の収集及び提供の責務（第三十三条・第三十四条） 第二節 重大製品事故の報告等（第三十五条―第三十七条） 第三節 危害の発生及び拡大を防止するための措置（第三十八条―第三十九条の二）	目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 特定製品 第一節 基準並びに販売及び表示の制限（第三条―第五条） 第二節 事業の届出等（第六条―第十五条） 第三節 検査機関の登録（第十六条―第十九条） 第四節 国内登録検査機関（第二十条―第二十九条） 第五節 外国登録検査機関（第三十条・第三十一条） 第六節 危害防止命令（第三十二条） 第二章の二 特定保守製品等 第一節 特定保守製品の点検その他の保守に関する情報の提供等（第三十二条の二―第三十二条の十七） 第二節 特定保守製品の点検その他の保守の体制の整備（第三十二条の十八―第三十二条の二十） 第三節 経年劣化に関する情報の収集及び提供（第三十二条の二十一・第三十二条の二十二） 第三章 製品事故等に関する措置 第一節 情報の収集及び提供の責務（第三十三条・第三十四条） 第二節 重大製品事故の報告等（第三十五条―第三十七条） 第三節 危害の発生及び拡大を防止するための措置（第三十八条・第三十九条）

第四章	雑則（第四十条―第五十七条）
第五章	罰則（第五十八条―第六十二条）
附則	

第一章 総則

（定義）

第二条（略）

2・3（略）

4 この法律において「子供用特定製品」とは、特定製品のうち、主として子供の生活の用に供される製品であつて、その使用方法の表示その他の子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための表示が必要であると認められるものとして政令で定めるものをいう。

5～7（略）

8 この法律において「取引デジタルプラットフォーム」とは、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）第二条第一項に規定するデジタルプラットフォームのうち、当該デジタルプラットフォームにより提供される場が次の各号のいずれかの機能を有するものをいう。

- 一 当該デジタルプラットフォームを利用する一般消費者が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて、消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者（自らが提供する当該デジタルプラットフォームを利用して消費生活用製品

第四章	雑則（第四十条―第五十七条）
第五章	罰則（第五十八条―第六十二条）
附則	

第一章 総則

（定義）

第二条（略）

2・3（略）

（新設）

4～6（略）

（新設）

の販売を行う場合におけるものを除く。次号において同じ。
）に対し、消費生活用製品の通信販売（特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第二条第二項に規定する通信販売をいう。以下同じ。）に係る売買契約の申込みの意思表示を行うことができる機能

二 当該デジタルプラットフォームを利用する一般消費者が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて、競りその他の政令で定める方法により消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者の消費生活用製品の通信販売に係る売買契約の相手方となるべき一般消費者を決定する手続に参加することができる機能（前号に該当するものを除く。）

9| この法律において「取引デジタルプラットフォーム提供者」とは、事業として、取引デジタルプラットフォームを単独で又は共同して提供する者をいう。

10| この法律（第二章の二及び第五十四条第一項第四号を除く。）において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませ、一般消費者に引き取らせる行為が含まれるものとする。

第二章 特定製品

第一節 基準並びに販売及び表示の制限

（基準）

第三条 主務大臣は、特定製品について、主務省令で、一般消費

（新設）

（新設）

第二章 特定製品

第一節 基準並びに販売及び表示の制限

（基準）

第三条 主務大臣は、特定製品について、主務省令で、一般消費

者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な技術上の基準（以下「技術基準」という。）を定めなければならない。この場合において、当該特定製品について、政令で定める他の法律の規定に基づき一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための規格又は基準を定めることができることとされているときは、当該規格又は基準に相当する部分以外の部分について技術基準を定めるものとする。

2| 主務大臣は、子供用特定製品について、主務省令で、その使用に適した年齢に関する基準（以下「使用年齢基準」という。）を定めなければならない。

3| 主務大臣は、前二項の規定により技術基準又は使用年齢基準を定めようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（販売の制限）

第四条 特定製品（子供用特定製品を除く。以下この項において同じ。）の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第十三条第一項（特定製品の輸入の事業を行う者（外国にある者に限る。）の輸入に係るものである場合にあつては、同条第二項）の規定により表示が付されているものでなければ、特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

2| 子供用特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第十三条第一項（子供用特定製品の輸入の事業を行う者（外国にある者に限る。）の輸入に係るものである場合にあつては、同条第二項）及び同条第三項の規定により表示が付されているも

者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な技術上の基準を定めなければならない。この場合において、当該特定製品について、政令で定める他の法律の規定に基づき一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための規格又は基準を定めることができることとされているときは、当該規格又は基準に相当する部分以外の部分について技術上の基準を定めるものとする。

（新設）

2| 主務大臣は、前項の規定により技術上の基準を定めようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（販売の制限）

第四条 特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第十三条の規定により表示が付されているものでなければ、特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

（新設）

のでなければ、子供用特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

3 前二項の規定は、これらの規定に規定する者が次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。

一 三 (略)

四 古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)第二条第一項に規定する古物である子供用特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するために必要な措置が講じられているものとして主務大臣の承認を受けたとき。

(表示の制限)

第五条 次条の規定による届出をした者(以下「届出事業者」という。)が同条の規定による届出に係る型式(以下単に「届出に係る型式」という。)の特定製品について第十三条第一項又は第二項の規定により表示を付する場合でなければ、何人も、特定製品に同条第一項の主務省令で定める方式による表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

2 届出事業者が届出に係る型式の子供用特定製品について第十三条第三項の規定により表示を付する場合でなければ、何人も、子供用特定製品に同項の主務省令で定める方式による表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第二節 事業の届出等

(事業の届出)

2 前項の規定は、同項に規定する者が次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。

一 三 (略)

(新設)

(表示の制限)

第五条 次条の規定による届出をした者(以下「届出事業者」という。)が同条の規定による届出に係る型式(以下単に「届出に係る型式」という。)の特定製品について第十三条の規定により表示を付する場合でなければ、何人も、特定製品に同条の主務省令で定める方式による表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(新設)

第二節 事業の届出等

(事業の届出)

第六条 特定製品の製造又は輸入の事業を行う者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める特定製品の区分（以下単に「特定製品の区分」という。）に従い、次の事項を主務大臣に届け出ることができる。

一（略）

二 特定製品の輸入の事業を行う者（外国にある者に限る。以下「特定輸入事業者」という。）にあつては、日本国内においてその輸入に係る特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者（以下「国内管理人」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名

三（略）

四 当該特定製品の設計を行う者であることその他の主務省令で定める要件に該当しない者にあつては、当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（特定製品の輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

五（略）

（変更の届出）

第八条（略）

2 届出事業者は、第六条第四号の主務省令で定める要件に該当しなくなつたときは、遅滞なく、同号の事項を主務大臣に届け出なければならない。

第六条 特定製品の製造又は輸入の事業を行う者は、主務省令で定める特定製品の区分（以下単に「特定製品の区分」という。）に従い、次の事項を主務大臣に届け出ることができる。

一（略）

（新設）

二（略）

三 当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（特定製品の輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

四（略）

（変更の届出）

第八条（略）

（新設）

(届出事項に係る情報の公表)

- 第十条 主務大臣は、第六条の規定による届出又は第八条第一項の規定による届出（第六条第一号から第三号までの事項に係るものに限り。）があつたときは、これらの届出に係る第六条第一号から第三号までの事項に係る情報を公表するものとする。
- 2 主務大臣は、前条の規定による届出があつたときは、その旨を公表するものとする。

(技術基準適合義務等)

- 第十一条 届出事業者は、届出に係る型式の特定製品を製造し、又は輸入する場合においては、技術基準に適合するようにしなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一 三 (略)

2 (略)

- 3 特定輸入事業者である届出事業者は、前項の検査記録の写しをその国内管理人に提供しなければならない。この場合において、当該国内管理人は、当該写しを保存しなければならない。

- 4 特定輸入事業者である届出事業者は、その国内管理人が主務省令で定める基準に適合するようにしなければならない。

- 5 届出事業者は、第六条第五号の措置が主務省令で定める基準に適合するようにしなければならない。

(特別特定製品の適合性検査)

第十二条 (略)

(届出事項に係る情報の提供)

- 第十条 何人も、主務大臣に対し、第六条第一号及び第二号に掲げる事項に係る情報の提供を請求することができる。

(基準適合義務等)

- 第十一条 届出事業者は、届出に係る型式の特定製品を製造し、又は輸入する場合においては、第三条第一項の規定により定められた技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合するようしなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一 三 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

- 3 届出事業者は、第六条第四号の措置が主務省令で定める基準に適合するようにしなければならない。

(特別特定製品の適合性検査)

第十二条 (略)

2

(略)

3 | 特定輸入事業者である届出事業者は、その輸入に係る特定製品が特別特定製品である場合には、前項の証明書（第一項第二号に係るものにあつては、同項ただし書の政令で定める期間を経過していないものに限る。）又は第一項ただし書の主務省令で定めるものの写しをその国内管理人に提供しなければならない。この場合において、当該国内管理人は、当該写しを保存しなければならない。

(使用年齢基準適合義務等)

第十二条の二 届出事業者は、その製造又は輸入に係る第十一条第一項の特定製品（同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。）が子供用特定製品である場合には、当該子供用特定製品について、使用年齢基準に適合するようにしなければならない。

2 | 届出事業者は、主務省令で定めるところにより、その製造又は輸入に係る前項の子供用特定製品にその使用に適した年齢その他のその使用に関して注意を促すための主務省令で定める文言を表示しなければならない。

(表示)

第十三条 届出事業者（特定輸入事業者である者を除く。）は、その届出に係る型式の特定製品の技術基準に対する適合性について、第十一条第二項（特別特定製品の場合にあつては、同項及び第十二条第一項）の規定による義務を履行したときは、当該特定製品に主務省令で定める方式による表示を付することが

2

(略)

(新設)

(新設)

(表示)

第十三条 届出事業者は、その届出に係る型式の特定製品の技術基準に対する適合性について、第十一条第二項（特別特定製品の場合にあつては、同項及び前条第一項）の規定による義務を履行したときは、当該特定製品に主務省令で定める方式による表示を付することができる。

できる。

2 特定輸入事業者である届出事業者は、その届出に係る型式の特定製品の技術基準に対する適合性について、第十一条第二項及び第三項前段（特別特定製品の場合にあつては、同条第二項及び第三項前段並びに第十二条第一項及び第三項前段）の規定による義務を履行し、かつ、その国内管理人が第十一条第三項後段（特別特定製品の場合にあつては、同項後段及び第十二条第三項後段）の規定による義務を履行していることを確認したときは、当該特定製品に前項の主務省令で定める方式による表示を付することができる。

3 届出事業者は、その届出に係る型式の子供用特定製品の使用年齢基準に対する適合性について、前条第二項の規定による義務を履行したときは、当該子供用特定製品に主務省令で定める方式による表示を付することができる。

（改善命令）

第十四条 主務大臣は、次の場合には、届出事業者に対し、特定製品の製造、輸入若しくは検査の方法その他の業務の方法の改善又は第六条第五号の措置の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 （略）

二 第六条第五号の措置が第十一条第五項の主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき。

三 届出事業者が第十二条の二第一項の規定に違反していると認めるとき。

（新設）

（新設）

（改善命令）

第十四条 主務大臣は、次の場合には、届出事業者に対し、特定製品の製造、輸入若しくは検査の方法その他の業務の方法の改善又は第六条第四号の措置の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 （略）

二 第六条第四号の措置が第十一条第三項の主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき。

（新設）

(表示の禁止)

第十五条 主務大臣は、次の各号に掲げる場合には、届出事業者に対し、一年以内の期間を定めて当該各号に定める届出に係る型式の特定製品に第十三条第一項（当該届出事業者が特定輸入事業者である場合に於ては、同条第二項）の規定により表示を付することを禁止することができる。

- 一 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の特定製品（第十一条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入したものを除く。）が技術基準に適合していない場合において、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき 当該技術基準に適合していない特定製品の属する届出に係る型式
- 二 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の特定製品について、第十一条第二項又は第十二条第一項の規定に違反したとき 当該違反に係る特定製品の属する届出に係る型式
- 三 特定輸入事業者である届出事業者が輸入したその届出に係る型式の特定製品について、第十一条第三項前段又は第十二条第三項前段の規定に違反したとき 当該違反に係る特定製品の属する届出に係る型式

四 国内管理人が第十一条第三項後段又は第十二条第三項後段の規定に違反したとき 当該違反に係る特定製品の属する届出に係る型式

- 五 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の特定製品について、前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき 当該違反に係る特定製品の属する

(表示の禁止)

第十五条 主務大臣は、次の各号に掲げる場合には、届出事業者に対し、一年以内の期間を定めて当該各号に定める届出に係る型式の特定製品に第十三条の規定により表示を付することを禁止することができる。

- 一 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の特定製品（第十一条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入したものを除く。）が技術基準に適合していない場合において、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき 当該技術基準に適合していない特定製品の属する届出に係る型式
- 二 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の特定製品について、第十一条第二項又は第十二条第一項の規定に違反したとき 当該違反に係る特定製品の属する届出に係る型式

(新設)

(新設)

- 三 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の特定製品について、前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき 当該違反に係る特定製品の属する

届出に係る型式

2

主務大臣は、次に掲げる場合には、届出事業者に対し、一年以内の期間を定めてその届出に係る特定製品の区分に属する届出に係る型式の特定製品に第十三条第一項（当該届出事業者が特定輸入事業者である場合にあっては、同条第二項）の規定により表示を付することを禁止することができる。

一 国内管理者が第十一条第四項の主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき。

二 国内管理者が欠けた場合において新たに国内管理者を選任しなかつたとき。

三 届出事業者が前条第二号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。

3

主務大臣は、次の各号に掲げる場合には、届出事業者（子供用特定製品に係るものに限る。以下この項において同じ。）に対し、一年以内の期間を定めて当該各号に定める届出に係る型式の子供用特定製品に第十三条第三項の規定により表示を付することを禁止することができる。

一 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の子供用特定製品（第十一条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入したものを除く。）が使用年齢基準に適合していない場合において、子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき 当該使用年齢基準に適合していない子供用特定製品の属する届出に係る型式

二 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の子供用特定製品について、第十二条の二第二項の規定に違反

る届出に係る型式

2

主務大臣は、届出事業者が前条第二号の場合における同条の規定による命令に違反したときは、当該届出事業者に対し、一年以内の期間を定めてその届出に係る特定製品の区分に属する届出に係る型式の特定製品に第十三条の規定により表示を付することを禁止することができる。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

したとき 当該違反に係る子供用特定製品の属する届出に係る型式

三 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の子供用特定製品について、前条第三号の場合における同条の規定による命令に違反したとき 当該違反に係る子供用特定製品の属する届出に係る型式

第三節 検査機関の登録

(登録)

第十六条 (略)

2 主務大臣(第五十四条第一項第三号から第五号までの規定により、経済産業大臣が主務大臣となる場合に限る。第二十九条第二項、第三十一条第三項、第三十二条の二十三第二項、第三十六条第四項、第四十一条第五項から第七項まで、第四十三条及び第四十九条において同じ。)は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)に、当該申請が第十八条第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。

第四節 国内登録検査機関

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

第二十四条 (略)

2 受検事業者その他の利害関係人は、国内登録検査機関の業務

第三節 検査機関の登録

(登録)

第十六条 (略)

2 主務大臣(第五十四条第一項第三号から第五号までの規定により、経済産業大臣が主務大臣となる場合に限る。第二十九条第二項、第三十一条第三項、第三十二条の二十一第二項、第三十六条第四項、第四十一条第五項から第七項まで、第四十三条及び第四十九条において同じ。)は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)に、当該申請が第十八条第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。

第四節 国内登録検査機関

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

第二十四条 (略)

2 受検事業者その他の利害関係人は、国内登録検査機関の業務

時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、国内登録検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 三 (略)

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第三十二条の十四第二項において同じ。）であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

第六節 危害防止命令等

(危害防止命令)

第三十二条 主務大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認める場合において、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、販売した当該特定製品の回収を図ることその他当該特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が第四条第

一項（子供用特定製品の場合にあつては、同条第二項）の規定に違反して特定製品を販売したこと。

二 届出事業者がその届出に係る型式の特定製品で技術基準に適合しないもの（子供用特定製品の場合にあつては、技術基

時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、国内登録検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 三 (略)

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第三十二条の十二第二項において同じ。）であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

第六節 危害防止命令

第三十二条 主務大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認める場合において、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、販売した当該特定製品の回収を図ることその他当該特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が第四条第

一項の規定に違反して特定製品を販売したこと。

二 届出事業者がその届出に係る型式の特定製品で技術基準に適合しないものを製造し、輸入し、又は販売したこと（第十

準又は使用年齢基準に適合しないもの）を製造し、輸入し、又は販売したこと（第十一条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、若しくは輸入した場合又は第四条第三項第四号の規定の適用を受けて販売した場合を除く。）。

（取引デジタルプラットフォーム提供者の責務）

第三十二条の二 取引デジタルプラットフォーム提供者は、特定製品（その提供する取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係るものに限る。）の製造、輸入又は販売の事業を行う者が前条の規定による命令を受けてとる措置に協力するよう努めなければならない。

（危害防止要請）

第三十二条の三 主務大臣は、第三十二条各号に掲げる事由により取引デジタルプラットフォームを利用する一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認める場合において、当該各号に規定する者が特定できないこと、その所在が明らかでないことその他の事由により当該各号に規定する者によつて当該危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置がとられることを期待することができず、かつ、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該取引デジタルプラットフォームを提供する取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、当該各号に規定する者による当該特定製品の販売に係る当該取引デジタルプラットフォームの利用の停止その他の必要な措置をとるべきことを要請することができる。

一条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入した場合を除く。）。

（新設）

（新設）

2 主務大臣は、前項の規定による要請をしたときは、その旨を公表することができる。

3 取引デジタルプラットフォーム提供者は、第一項の規定による要請を受けて当該要請に係る措置をとった場合において、当該措置により製造、輸入又は販売の事業を行う者に生じた損害については、賠償の責任を負わない。

第二章の二 特定保守製品等

第一節 特定保守製品の点検その他の保守に関する情報の提供等

(事業の届出)

第三十二条の四 (略)

2 第七条、第八条第一項及び第九条の規定は、前項の規定による届出をした者に準用する。

第三十二条の五 (略)

(製品への表示等)

第三十二条の六 (略)

2・3 (略)

4 所有者票には、第三十二条の十一第一項各号の事項その他主務省令で定める事項が記載されていなければならない。

5 (略)

第二章の二 特定保守製品等

第一節 特定保守製品の点検その他の保守に関する情報の提供等

(事業の届出)

第三十二条の二 (略)

2 第七条から第九条までの規定は、前項の規定による届出をした者に準用する。

第三十二条の三 (略)

(製品への表示等)

第三十二条の四 (略)

2・3 (略)

4 所有者票には、第三十二条の九第一項各号の事項その他主務省令で定める事項が記載されていなければならない。

5 (略)

(引渡時の説明等)

第三十二条の七 特定保守製品を、売買その他の取引により、又は特定保守製品以外の物に関する取引に付随して取得しようとする者（特定保守製品を再度譲渡することを目的として取得しようとする者及び主務省令で定める者を除く。第三十二条の十第三項において「取得者」という。）に対し、当該取引の相手方たる事業者（以下「特定保守製品取引事業者」という。）は、当該特定保守製品の引渡しに際し、次の事項について説明しなければならない。ただし、当該特定保守製品の点検期間が経過している場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

一 (略)

二 当該特定保守製品に係る特定製造事業者等に対して所有者情報を提供した場合には第三十二条の十四第一項に規定する点検通知事項の通知がある旨

三 (略)

2 (略)

第三十二条の八 (略)

(関連事業者の責務)

第三十二条の九 特定保守製品に関する取引の仲介、特定保守製品の修理又は設置工事その他の特定保守製品に関連する事業を行う者は、特定保守製品の所有者に対して、第三十二条の七第一項各号の事項に係る情報が円滑に提供されるよう努めなければならない。

(引渡時の説明等)

第三十二条の五 特定保守製品を、売買その他の取引により、又は特定保守製品以外の物に関する取引に付随して取得しようとする者（特定保守製品を再度譲渡することを目的として取得しようとする者及び主務省令で定める者を除く。第三十二条の八第三項において「取得者」という。）に対し、当該取引の相手方たる事業者（以下「特定保守製品取引事業者」という。）は、当該特定保守製品の引渡しに際し、次の事項について説明しなければならない。ただし、当該特定保守製品の点検期間が経過している場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

一 (略)

二 当該特定保守製品に係る特定製造事業者等に対して所有者情報を提供した場合には第三十二条の十二第一項に規定する点検通知事項の通知がある旨

三 (略)

2 (略)

第三十二条の六 (略)

(関連事業者の責務)

第三十二条の七 特定保守製品に関する取引の仲介、特定保守製品の修理又は設置工事その他の特定保守製品に関連する事業を行う者は、特定保守製品の所有者に対して、第三十二条の五第一項各号の事項に係る情報が円滑に提供されるよう努めなければならない。

第三十二条の十 (略)

(所有者情報の利用目的等の公表)

第三十二条の十一 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品（その者が、他の特定製造事業者等からその特定保守製品に係る事業の全部を譲り受けた者又は他の特定製造事業者等について相続、合併若しくは分割（その特定保守製品に係る事業の全部を承継するものに限る。以下この条及び第三十二条の十三第二項において同じ。）があつた場合における相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人（次項において「承継人」という。）であるときは、その事業の全部を譲り渡した者又は被相続人、合併により消滅した法人若しくは分割をした法人の製造又は輸入に係る特定保守製品を含む。以下この節において同じ。）に係る所有者情報を取得するに当たっては、あらかじめ、次の事項を公表しなければならない。ただし、次項の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

一・二 (略)

2・3 (略)

(利用目的の制限)

第三十二条の十二 特定製造事業者等は、第三十二条の十四第一項及び第四項の規定による通知並びに第三十二条の十七の規定

第三十二条の八 (略)

(所有者情報の利用目的等の公表)

第三十二条の九 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品（その者が、他の特定製造事業者等からその特定保守製品に係る事業の全部を譲り受けた者又は他の特定製造事業者等について相続、合併若しくは分割（その特定保守製品に係る事業の全部を承継するものに限る。以下この条及び第三十二条の十一第二項において同じ。）があつた場合における相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人（次項において「承継人」という。）であるときは、その事業の全部を譲り渡した者又は被相続人、合併により消滅した法人若しくは分割をした法人の製造又は輸入に係る特定保守製品を含む。以下この節において同じ。）に係る所有者情報を取得するに当たっては、あらかじめ、次の事項を公表しなければならない。ただし、次項の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

一・二 (略)

2・3 (略)

(利用目的の制限)

第三十二条の十 特定製造事業者等は、第三十二条の十二第一項及び第四項の規定による通知並びに第三十二条の十五の規定に

による点検の実施以外の目的を利用目的として定めてはならない。

(所有者名簿等)

第三十二条の十三 特定製造事業者等は、第三十二条の十一第一項の規定によりその製造又は輸入に係る特定保守製品に係る所有者情報を提供した者について名簿（以下「所有者名簿」という。）を作成し、これに所有者情報を記載し、又は記録しなければならない。

2 特定製造事業者等は、第三十二条の十第二項の規定によりその製造又は輸入に係る特定保守製品に係る所有者情報の変更に
ついて提供を受けたときは、速やかに、所有者名簿（その者が
特定保守製品に係る事業の全部の譲受け又は相続、合併若しくは
分割に伴つて取得した所有者情報に係る所有者名簿を含む。
次項及び次条第三項において同じ。）における当該所有者情報の
記載又は記録を変更しなければならない。

3 (略)

第三十二条の十四 (略)

(所有者情報の管理)

第三十二条の十五 特定製造事業者等は、第三十二条の十一第一
項から第三項までの規定により公表した利用目的の達成に必要な
範囲を超えて、その製造又は輸入に係る特定保守製品に係る所
有者情報を取り扱ってはならない。ただし、本人の同意がある
場合、第三十九条第一項の規定による命令を受けた場合その他

による点検の実施以外の目的を利用目的として定めてはならない。

(所有者名簿等)

第三十二条の十一 特定製造事業者等は、第三十二条の八第一項
の規定によりその製造又は輸入に係る特定保守製品に係る所
有者情報を提供した者について名簿（以下「所有者名簿」という
。）を作成し、これに所有者情報を記載し、又は記録しなければ
ならない。

2 特定製造事業者等は、第三十二条の八第二項の規定によりそ
の製造又は輸入に係る特定保守製品に係る所有者情報の変更に
ついて提供を受けたときは、速やかに、所有者名簿（その者が
特定保守製品に係る事業の全部の譲受け又は相続、合併若しくは
分割に伴つて取得した所有者情報に係る所有者名簿を含む。
次項及び次条第三項において同じ。）における当該所有者情報
の記載又は記録を変更しなければならない。

3 (略)

第三十二条の十二 (略)

(所有者情報の管理)

第三十二条の十三 特定製造事業者等は、第三十二条の九第一項
から第三項までの規定により公表した利用目的の達成に必要な
範囲を超えて、その製造又は輸入に係る特定保守製品に係る所
有者情報を取り扱ってはならない。ただし、本人の同意がある
場合、第三十九条第一項の規定による命令を受けた場合その他

他正当な理由がある場合として主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 (略)

第三十二条の十六 (略)

(点検実施義務)

第三十二条の十七 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品について、その点検期間及びその始期の到来前における主務省令で定める期間において、点検の実施を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、第三十二条の四第一項第二号の型式ごとに主務省令で定める基準に従い、当該特定保守製品の点検を行わなければならない。

(改善命令)

第三十二条の十八 主務大臣は、特定製造事業者等が第三十二条の五、第三十二条の六第一項から第四項まで、第三十二条の十一から第三十二条の十三まで、第三十二条の十四第一項、第三十二条の十五又は前条の規定に違反していると認めるときは、当該特定製造事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三十二条の十九 (略)

第二節 特定保守製品の点検その他の保守の体制の整備

正当な理由がある場合として主務省令で定める場合は、この限りでない。

2 (略)

第三十二条の十四 (略)

(点検実施義務)

第三十二条の十五 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品について、その点検期間及びその始期の到来前における主務省令で定める期間において、点検の実施を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、第三十二条の二第一項第二号の型式ごとに主務省令で定める基準に従い、当該特定保守製品の点検を行わなければならない。

(改善命令)

第三十二条の十六 主務大臣は、特定製造事業者等が第三十二条の三、第三十二条の四第一項から第四項まで、第三十二条の九から第三十二条の十一まで、第三十二条の十二第一項、第三十二条の十三又は前条の規定に違反していると認めるときは、当該特定製造事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三十二条の十七 (略)

第二節 特定保守製品の点検その他の保守の体制の整備

第三十二条の二十・第三十二条の二十一 (略)

(勧告及び命令)

第三十二条の二十二 主務大臣は、特定製造事業者等による特定保守製品の点検その他の保守を適切に行うために必要な体制の整備が第三十二条の二十第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定製造事業者等に対し、その判断の根拠を示して、当該体制の整備に関し、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2・3 (略)

第三節 経年劣化に関する情報の収集及び提供

第三十二条の二十三・第三十二条の二十四 (略)

第三章 製品事故等に関する措置

第一節 情報の収集及び提供の責務

(事業者の責務)

第三十四条 (略)

2 取引デジタルプラットフォーム提供者は、消費生活用製品（その提供する取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係るものに限る。第四項において同じ。）の製造、輸入又は小売販売の事業を行う者が前項の規定により行おう

第三十二条の十八・第三十二条の十九 (略)

(勧告及び命令)

第三十二条の二十 主務大臣は、特定製造事業者等による特定保守製品の点検その他の保守を適切に行うために必要な体制の整備が第三十二条の十八第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定製造事業者等に対し、その判断の根拠を示して、当該体制の整備に関し、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2・3 (略)

第三節 経年劣化に関する情報の収集及び提供

第三十二条の二十一・第三十二条の二十二 (略)

第三章 製品事故等に関する措置

第一節 情報の収集及び提供の責務

(事業者の責務)

第三十四条 (略)

(新設)

とする情報の収集及び提供に協力するよう努めなければならない。
い。

3|
(略)

4| 取引デジタルプラットフォーム提供者は、消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、その旨を当該消費生活用製品の製造、輸入又は小売販売の事業を行う者に通知するよう努めなければならない。

第二節 重大製品事故の報告等

(内閣総理大臣による公表)

第三十六条 (略)

2・3 (略)

4 主務大臣は、第一項の規定による公表につき、必要があると認めるときは、機構に、消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査を行わせることができる。この場合において、主務大臣は、機構に対して、当該調査の実施に必要な範囲内において、当該調査に必要な情報を提供することができる。

第三節 危害の発生及び拡大を防止するための措置

(事業者の責務)

第三十八条 (略)

2 消費生活用製品の販売の事業を行う者又は取引デジタルプラットフォーム提供者は、消費生活用製品(取引デジタルプラットフォーム提供者にあつては、その提供する取引デジタルプラ

2|
(略)

(新設)

第二節 重大製品事故の報告等

(内閣総理大臣による公表)

第三十六条 (略)

2・3 (略)

4 主務大臣は、第一項の規定による公表につき、必要があると認めるときは、機構に、消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査を行わせることができる。

第三節 危害の発生及び拡大を防止するための措置

(事業者の責務)

第三十八条 (略)

2 消費生活用製品の販売の事業を行う者は、製造又は輸入の事業を行う者がとらうとする前項の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置に協力するよう努めなければならない

プラットフォームを利用して行われる通信販売に係るものに限る。
（）の製造又は輸入の事業を行う者がとらうとする前項の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置に協力するよう努めなければならない。

3 消費生活用製品の販売の事業を行う者又は取引デジタルプラットフォーム提供者は、消費生活用製品（取引デジタルプラットフォーム提供者にあつては、その提供する取引デジタルプラットフォーム）の製造又は輸入の事業を行う者が次条第一項の規定による命令を受けてとる措置に協力しなければならない。

（危害防止要請）

第三十九条の二 主務大臣は、取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係る消費生活用製品の欠陥により、重大製品事故が生じた場合その他一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、当該消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者が特定できないこと、その所在が明らかでないことその他の事由により当該消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者によつて当該消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置がとられることを期待することができず、かつ、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があるときは、第三十二条の規定又は政令で定める他の法律の規定に基づき必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合を除き、必要な限度において、当該取引デジタルプラットフォームを提供す

い。

3 消費生活用製品の販売の事業を行う者は、製造又は輸入の事業を行う者が次条第一項の規定による命令を受けてとる措置に協力しなければならない。

（新設）

る取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、当該消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者による当該消費生活用製品の販売に係る当該取引デジタルプラットフォームの利用の停止その他の必要な措置をとるべきことを要請することができる。

2 第三十二条の三第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第四章 雑則

(報告の徴収)

第四十条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項に関し報告をさせることができる。

一 消費生活用製品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者
(届出事業者を除く。)又は特定保守製品取引事業者
その業務の状況

二 届出事業者
その業務又は経理の状況

三 国内管理人
その業務の状況及び当該国内管理人に係る届出事業者の業務又は経理の状況

2・3 (略)

(立入検査)

第四十一条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると

第四章 雑則

(報告の徴収)

第四十条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、消費生活用製品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者又は特定保守製品取引事業者に対し、その業務の状況(届出事業者に対しては業務又は経理の状況)に関し報告をさせることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

2・3 (略)

(立入検査)

第四十一条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると

認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）又は特定保守製品取引事業者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 12 （略）

（承認の条件）

第四十四条 第四条第三項第二号若しくは第四号又は第十一条第一項第二号の承認には、条件を付することができる。

2 （略）

（法令等違反行為を行った者の氏名等の公表）

第四十六条の二 主務大臣は、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この条において「法令等違反行為」という。）を行った者の氏名又は名称その他法令等違反行為による危害の発生及び拡大を防止するために必要な事項を公表することができる。

（消費経済審議会への諮問等）

第四十七条 主務大臣は、第二条第二項から第五項までの政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費経済審議会に諮問しなければならない。

認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者又は特定保守製品取引事業者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 12 （略）

（承認の条件）

第四十四条 第四条第二項第二号又は第十一条第一項第二号の承認には、条件を付することができる。

2 （略）

（新設）

（消費経済審議会への諮問等）

第四十七条 主務大臣は、第二条第二項から第四項までの政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費経済審議会に諮問しなければならない。

(主務大臣及び主務省令)

第五十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 第三条第一項の規定による技術基準及び同条第二項の規定による使用年齢基準の決定に関する事項については、当該製品の製造の事業を所管する大臣

二 (略)

- 三 第四条第三項(第三号を除く。)の規定による届出の受理及び承認、第二章第二節の規定による特定製品に係る届出の受理、同章第三節から第五節までの規定による国内登録検査機関又は外国登録検査機関の登録、同章第六節の規定による危害防止命令等、第三十三条の規定による情報の収集、前章第二節の規定による重大製品事故の報告等、同章第三節の規定による危害の発生及び拡大を防止するための措置並びに第五十一条第一項の申請の受理に関する事項については、政令で定めるところにより、当該製品の製造、輸入又は販売の事業を所管する大臣

- 四 第二章の二第一節の規定による特定保守製品の点検その他の保守に関する情報の提供等、同章第二節の規定による特定保守製品の点検その他の保守の体制の整備並びに同章第三節の規定による経年劣化に関する情報の収集及び提供に関する事項については、政令で定めるところにより、当該製品の製造若しくは輸入の事業又は当該特定保守製品取引事業者が行う事業を所管する大臣

- 五 第四十条第一項及び第二項の規定による報告の徴収、第四

(主務大臣及び主務省令)

第五十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 第三条第一項の規定による技術基準の決定に関する事項については、当該製品の製造の事業を所管する大臣

二 (略)

- 三 第四条第二項(第三号を除く。)の規定による届出の受理及び承認、第二章第二節の規定による特定製品に係る届出の受理に関する事項、同章第三節から第五節までの規定による国内登録検査機関又は外国登録検査機関の登録に関する事項、第三十二条の規定による命令、第三十三条の規定による情報の収集、前章第二節の規定による重大製品事故の報告等に関する事項、第三十九条第一項の規定による命令に関する事項並びに第五十一条第一項の申請の受理に関する事項については、政令で定めるところにより、当該製品の製造、輸入又は販売の事業を所管する大臣

- 四 第二章の二第一節の規定による特定保守製品の点検その他の保守に関する情報の提供等に関する事項、同章第二節の規定による特定保守製品の点検その他の保守の体制の整備に関する事項並びに同章第三節の規定による経年劣化に関する情報の収集及び提供に関する事項については、政令で定めるところにより、当該製品の製造若しくは輸入の事業又は当該特定保守製品取引事業者が行う事業を所管する大臣

- 五 第四十条第一項及び第二項の規定による報告の徴収、第四

十一 条第一項及び第二項の規定による立入検査、第四十六条の二の規定による公表並びに第五十二条第一項の規定による申出の受理に関する事項については、政令で定めるところにより、当該製品の製造、輸入若しくは販売の事業又は当該特定保守製品取引事業者が行う事業を所管する大臣

2 この法律における主務省令は、前項第一号に定める事項に関しては、同号に定める主務大臣の発する命令とし、同項第三号から第五号までに定める事項に関しては、政令で定めるところにより、それぞれ同項第三号から第五号までに定める主務大臣の発する命令とする。

第五章 罰則

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

二 第十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定による禁止に違反したとき。

三 第二十七条の規定による業務の停止の命令に違反したとき。

四 第三十二条又は第三十九条第一項の規定による命令に違反したとき。

五 第三十二条の十八、第三十二条の二十二第三項又は第三十

十一 条第一項及び第二項の規定による立入検査に関する事項並びに第五十二条第一項の規定による申出の受理に関する事項については、政令で定めるところにより、当該製品の製造、輸入若しくは販売の事業又は当該特定保守製品取引事業者が行う事業を所管する大臣

2 この法律における主務省令は、前項第一号に定める事項に関しては、同号に定める主務大臣の発する命令とし、同項第三号又は第四号に定める事項に関しては、政令で定めるところにより、それぞれ同項第三号又は第四号に定める主務大臣の発する命令とする。

第五章 罰則

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項又は第五条の規定に違反した者

二 第十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による禁止に違反した者

三 第二十七条の規定による業務の停止の命令に違反した者

四 第三十二条又は第三十九条第一項の規定による命令に違反した者

五 第三十二条の十六、第三十二条の二十第三項又は第三十七

七条第一項の規定による命令に違反したとき。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定による届出をする場合において虚偽の届出をしたとき。

二 第十一条第二項の規定に違反して、検査を行わず、検査記録を作成せず、若しくは虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつたとき。

三 第十一条第三項前段の規定に違反して、検査記録の写しを提供しなかつたとき。

四 第十一条第三項後段の規定に違反して、検査記録の写しを保存しなかつたとき。

五 第十二条第一項の規定に違反して、証明書の交付を受けず、又は証明書を保存しなかつたとき。

六 第十二条第三項前段の規定に違反して、同項に規定する写しを提供しなかつたとき。

七 第十二条第三項後段の規定に違反して、同項に規定する写しを保存しなかつたとき。

八 第十二条の二第二項の規定に違反して、同項に規定する文言を表示しなかつたとき。

九 第二十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十 第二十八条の規定に違反して同条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

十一 第三十二条の四第一項の規定による届出をせず、又は虚偽

条第一項の規定による命令に違反した者

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

二 第十一条第二項の規定に違反して、検査を行わず、検査記録を作成せず、若しくは虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者

(新設)

(新設)

三 第十二条第一項の規定に違反して、証明書の交付を受けず、又は証明書を保存しなかつた者

(新設)

(新設)

(新設)

四 第二十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第二十八条の規定に違反して同条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

六 第三十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽

偽の届出をしたとき。

十二 第四十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十三 第四十一条第一項から第三項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

十四 第四十二条第一項又は第二項の規定による命令に違反したとき。

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七条第二項、第八条第一項若しくは第九条（これらの規定を第三十二条の四第二項において準用する場合を含む。）又は第八条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 （略）

の届出をした者

七 第四十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第四十一条第一項から第三項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九 第四十二条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七条第二項、第八条又は第九条（これらの規定を第三十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 （略）

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 ガス小売事業 第一節 事業の登録（第三条―第十二条） 第二節 業務（第十三条―第二十条） 第三節 ガス工作物 第一款 技術基準への適合等（第二十一条―第二十三条） 第二款 自主的な保安（第二十四条―第三十一条） 第三款 工事計画及び検査（第三十二条―第三十四条） 第四款 認定高度保安実施ガス小売事業者（第三十四条の二―第三十四条の十三） 第三章 ガス導管事業 第一節 一般ガス導管事業 第一款 事業の許可（第三十五条―第四十六条） 第二款 業務（第四十七条―第五十八条） 第三款 会計（第五十九条・第六十条） 第四款 ガス工作物 第一目 技術基準への適合等（第六十一条―第六十三条） 第二目 自主的な保安（第六十四条―第六十七条） 第三目 工事計画及び検査（第六十八条―第七十一条） 第四目 認定高度保安実施一般ガス導管事業者（第七十	目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 ガス小売事業 第一節 事業の登録（第三条―第十二条） 第二節 業務（第十三条―第二十条） 第三節 ガス工作物 第一款 技術基準への適合等（第二十一条―第二十三条） 第二款 自主的な保安（第二十四条―第三十一条） 第三款 工事計画及び検査（第三十二条―第三十四条） 第四款 認定高度保安実施ガス小売事業者（第三十四条の二―第三十四条の十三） 第三章 ガス導管事業 第一節 一般ガス導管事業 第一款 事業の許可（第三十五条―第四十六条） 第二款 業務（第四十七条―第五十八条） 第三款 会計（第五十九条・第六十条） 第四款 ガス工作物 第一目 技術基準への適合等（第六十一条―第六十三条） 第二目 自主的な保安（第六十四条―第六十七条） 第三目 工事計画及び検査（第六十八条―第七十一条） 第四目 認定高度保安実施一般ガス導管事業者（第七十

一条の二・第七十一条の三)

第二節 特定ガス導管事業

第一款 事業の届出(第七十二条―第七十四条)

第二款 業務(第七十五条―第八十二条)

第三款 会計(第八十三条)

第四款 ガス工作物に係る規定の準用(第八十四条)

第五款 認定高度保安実施特定ガス導管事業者(第八十四条の二・第八十四条の三)

第三節 導管の接続に係る努力義務等(第八十五条)

第四章 ガス製造事業

第一節 事業の届出(第八十六条―第八十八条)

第二節 業務(第八十九条―第九十四条)

第三節 会計(第九十五条)

第四節 ガス工作物

第一款 技術基準への適合(第九十六条)

第二款 自主的な保安(第九十七条―第一百条)

第三款 工事計画及び検査(第一百一条―第一百四条)

第四款 認定高度保安実施ガス製造事業者(第一百四条の二・第一百四条の三)

第五章 ガス事業以外のガスの供給等の事業(第一百五条・第一百六条)

第六章 ガスの使用制限等(第一百六条の二・第一百六条の三)

第七章 あつせん及び仲裁(第一百七条・第一百八条)

第八章 指定試験機関及び登録ガス工作物検査機関

第一節 指定試験機関(第九十九条―第一百二十二条)

第二節 登録ガス工作物検査機関(第一百二十三条―第一百三十

一条の二・第七十一条の三)

第二節 特定ガス導管事業

第一款 事業の届出(第七十二条―第七十四条)

第二款 業務(第七十五条―第八十二条)

第三款 会計(第八十三条)

第四款 ガス工作物に係る規定の準用(第八十四条)

第五款 認定高度保安実施特定ガス導管事業者(第八十四条の二・第八十四条の三)

第三節 導管の接続に係る努力義務等(第八十五条)

第四章 ガス製造事業

第一節 事業の届出(第八十六条―第八十八条)

第二節 業務(第八十九条―第九十四条)

第三節 会計(第九十五条)

第四節 ガス工作物

第一款 技術基準への適合(第九十六条)

第二款 自主的な保安(第九十七条―第一百条)

第三款 工事計画及び検査(第一百一条―第一百四条)

第四款 認定高度保安実施ガス製造事業者(第一百四条の二・第一百四条の三)

第五章 ガス事業以外のガスの供給等の事業(第一百五条・第一百六条)

第六章 ガスの使用制限等(第一百六条の二・第一百六条の三)

第七章 あつせん及び仲裁(第一百七条・第一百八条)

第八章 指定試験機関及び登録ガス工作物検査機関

第一節 指定試験機関(第九十九条―第一百二十二条)

第二節 登録ガス工作物検査機関(第一百二十三条―第一百三十

六条)

第九章 ガス用品

第一節 定義(第百三十七条)

第二節 販売及び表示の制限(第百三十八条・第百三十九条)

第三節 事業の届出等(第百四十条―第百四十九条)

第四節 検査機関の登録(第百五十条―第百五十二条)

第五節 国内登録ガス用品検査機関(第百五十三条・第百五十四条)

第六節 外国登録ガス用品検査機関(第百五十五条・第百五十六条)

第七節 災害防止命令等(第百五十七条―第百五十七条の四)

第十章 雑則(第百五十八条―第百九十一条)

第十一章 罰則(第百九十二条―第二百七条)

附則

第九章 ガス用品

第一節 定義

第百三十七条 (略)

2 (略)

3 この法律において「取引デジタルプラットフォーム」とは、

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律(令和二年法律第三十八号)第二条第一項に規定する

六条)

第九章 ガス用品

第一節 定義(第百三十七条)

第二節 販売及び表示の制限(第百三十八条・第百三十九条)

第三節 事業の届出等(第百四十条―第百四十九条)

第四節 検査機関の登録(第百五十条―第百五十二条)

第五節 国内登録ガス用品検査機関(第百五十三条・第百五十四条)

第六節 外国登録ガス用品検査機関(第百五十五条・第百五十六条)

第七節 災害防止命令(第百五十七条)

第十章 雑則(第百五十八条―第百九十一条)

第十一章 罰則(第百九十二条―第二百七条)

附則

第九章 ガス用品

第一節 定義

第百三十七条 (略)

2 (略)

(新設)

デジタルプラットフォームのうち、当該デジタルプラットフォームにより提供される場が次の各号のいずれかの機能を有するものをいう。

一 当該デジタルプラットフォームを利用して一般消費者等が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従って当該電子計算機を用いて送信することによって、ガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者（自らが提供する当該デジタルプラットフォームを利用してガス用品の販売を行う場合におけるものを除く。次号において同じ。）に対し、ガス用品の通信販売（特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第二条第二項に規定する通信販売をいう。同号及び第百五十七条の二において同じ。）に係る売買契約の申込みの意思表示を行うことができる機能

二 当該デジタルプラットフォームを利用する一般消費者等が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従って当該電子計算機を用いて送信することによって、競りその他の政令で定める方法によりガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者のガス用品の通信販売に係る売買契約の相手方となるべき一般消費者等を決定する手続に参加することができる機能（前号に該当するものを除く。）

4 | この法律において「取引デジタルプラットフォーム提供者」とは、事業として、取引デジタルプラットフォームを単独で又は共同して提供する者をいう。

5 | この法律において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませ、一般消費者等に引き取らせる行為が含まれるものとする。

（新設）

（新設）

第二節 販売及び表示の制限

(販売の制限)

第百三十八条 ガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第百四十七条第一項（ガス用品の輸入の事業を行う者（外国にある者に限る。以下「特定輸入事業者」という。）の輸入に係るものである場合に於ては、同条第二項）の規定により表示が付されているものでなければ、ガス用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

2 (略)

(表示の制限)

第百三十九条 次条の規定による届出をした者（以下「届出事業者」という。）が同条の規定による届出に係る型式（以下単に「届出に係る型式」という。）のガス用品について第百四十七条の規定により表示を付する場合でなければ、何人も、ガス用品に同条第一項の経済産業省令で定める方式による表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第三節 事業の届出等

(事業の届出)

第百四十条 ガス用品の製造又は輸入の事業を行う者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定めるガス用品の区分（以下単に「ガス用品の区分」という。）に従い、次に

第二節 販売及び表示の制限

(販売の制限)

第百三十八条 ガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第百四十七条の規定により表示が付されているものでなければ、ガス用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

2 (略)

(表示の制限)

第百三十九条 次条の規定による届出をした者（以下「届出事業者」という。）が同条の規定による届出に係る型式（以下単に「届出に係る型式」という。）のガス用品について第百四十七条の規定により表示を付する場合でなければ、何人も、ガス用品に同条の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第三節 事業の届出等

(事業の届出)

第百四十条 ガス用品の製造又は輸入の事業を行う者は、経済産業省令で定めるガス用品の区分に従い、次の事項を経済産業大臣に届け出ることができる。

掲げる事項を経済産業大臣に届け出ることができる。

一 (略)

二 特定輸入事業者にあつては、日本国内においてその輸入に係るガス用品による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者（以下「国内管理人」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名

三 (略)

四 当該ガス用品の設計を行う者であることその他の経済産業省令で定める要件に該当しない者にあつては、当該ガス用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（ガス用品の輸入の事業を行う者にあつては、当該ガス用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

(変更の届出)

第百四十二条 届出事業者は、第百四十条各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が経済産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 届出事業者は、第百四十条第四号の経済産業省令で定める要件に該当しなくなつたときは、遅滞なく、同号に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

(届出事項に係る情報の公表)

第百四十四条 経済産業大臣は、第百四十条の規定による届出又は第百四十二条第一項の規定による届出（第百四十条第一号か

一 (略)

(新設)

二 (略)

三 当該ガス用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（ガス用品の輸入の事業を行う者にあつては、当該ガス用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

(変更の届出)

第百四十二条 届出事業者は、第百四十条各号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が経済産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

(新設)

(届出事項に係る情報の提供)

第百四十四条 何人も、経済産業大臣に対し、第百四十条第一号及び第二号に掲げる事項に係る情報の提供を請求することがで

ら第三号までに掲げる事項に係るものに限る。」があつたときは、これらの届出に係る第四百四十条第一号から第三号までに掲げる事項に係る情報を公表するものとする。

2 経済産業大臣は、前条の規定による届出があつたときは、その旨を公表するものとする。

(基準適合義務等)

第四百四十五条 (略)

2 (略)

3 特定輸入事業者である届出事業者は、前項の検査記録の写しをその国内管理人に提供しなければならない。この場合において、当該国内管理人は、当該写しを保存しなければならない。

4 特定輸入事業者である届出事業者は、その国内管理人が経済産業省令で定める基準に適合するようにしなければならない。

(特定ガス用品の適合性検査)

第四百四十六条 (略)

2 (略)

3 特定輸入事業者である届出事業者は、その輸入に係るガス用品が特定ガス用品である場合には、前項の証明書(第一項第二号に係るものにあつては、同項ただし書の政令で定める期間を経過していないものに限る。)又は第一項ただし書の経済産業省令で定めるものの写しをその国内管理人に提供しなければならない。この場合において、当該国内管理人は、当該写しを保存しなければならない。

きる。

(基準適合義務等)

第四百四十五条 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

(特定ガス用品の適合性検査)

第四百四十六条 (略)

2 (略)

(新設)

(表示)

第四百四十七条 届出事業者（特定輸入事業者である者を除く。）は、その届出に係る型式のガス用品の第四百四十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に対する適合性について、同条第二項（特定ガス用品の場合にあつては、同項及び前条第一項）の規定による義務を履行したときは、当該ガス用品に経済産業省令で定める方式による表示を付することができる。

2 特定輸入事業者である届出事業者は、その届出に係る型式の

ガス用品の第四百四十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に対する適合性について、同条第二項及び第三項前段（特定ガス用品の場合にあつては、同条第二項及び第三項前段並びに前条第一項及び第三項前段）の規定による義務を履行し、かつ、その国内管理人が第四百四十五条第三項後段（特定ガス用品の場合にあつては、同項後段及び前条第三項後段）の規定による義務を履行していることを確認したときは、当該ガス用品に前項の経済産業省令で定める方式による表示を付することができる。

(表示の禁止)

第四百四十九条 経済産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、届出事業者に対し、一年以内の期間を定めて当該各号に定める届出に係る型式のガス用品に第四百四十七条第一項（当該届出事業者が特定輸入事業者である場合にあつては、同条第二項）の規定により表示を付することを禁止することができる。

一 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式のガス用品（第四百四十五条第一項ただし書の規定の適用を受け

(表示)

第四百四十七条 届出事業者は、その届出に係る型式のガス用品の第四百四十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に対する適合性について、同条第二項（特定ガス用品の場合にあつては、同項及び前条第一項）の規定による義務を履行したときは、当該ガス用品に経済産業省令で定めるところにより、表示を付することができる。

(新設)

(表示の禁止)

第四百四十九条 経済産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、届出事業者に対し、一年以内の期間を定めて当該各号に定める届出に係る型式のガス用品に第四百四十七条の規定により表示を付することを禁止することができる。

一 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式のガス用品（第四百四十五条第一項ただし書の規定の適用を受け

て製造され、又は輸入されたものを除く。）が同項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していない場合において、災害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき同項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないガス用品の属する届出に係る型式

二 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式のガス用品について、第四百四十五条第二項又は第四百四十六条第一項の規定に違反したとき 当該違反に係るガス用品の属する届出に係る型式

三 特定輸入事業者である届出事業者が輸入したその届出に係る型式のガス用品について、第四百四十五条第三項前段又は第四百四十六条第三項前段の規定に違反したとき 当該違反に係るガス用品の属する届出に係る型式

四 国内管理人が第四百四十五条第三項後段又は第四百四十六条第三項後段の規定に違反したとき 当該違反に係るガス用品の属する届出に係る型式

五 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式のガス用品について、前条の規定による命令に違反したとき 当該違反に係るガス用品の属する届出に係る型式

2 | 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、特定輸入事業者である届出事業者に対し、一年以内の期間を定めてその届出に係るガス用品の区分に属する届出に係る型式のガス用品に第四百四十七条第二項の規定により表示を付することを禁止することができる。

一 国内管理人が第四百四十五条第四項の経済産業省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき。

て製造され、又は輸入されたものを除く。）が同項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していない場合において、災害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき。同項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないガス用品の属する届出に係る型式

二 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式のガス用品について、第四百四十五条第二項又は第四百四十六条第一項の規定に違反したとき。 当該違反に係るガス用品の属する届出に係る型式

(新設)

(新設)

三 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式のガス用品について、前条の規定による命令に違反したとき。

当該違反に係るガス用品の属する届出に係る型式

(新設)

二 国内管理人が欠けた場合において新たに国内管理人を選任しなかつたとき。

第七節 災害防止命令等

(災害防止命令)

第百五十七条 (略)

(取引デジタルプラットフォーム提供者の責務)

第百五十七条の二 取引デジタルプラットフォーム提供者は、ガス用品(その提供する取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係るものに限る。)の製造、輸入又は販売の事業を行う者が前条の規定による命令を受けてとる措置に協力するよう努めなければならない。

(災害防止要請)

第百五十七条の三 経済産業大臣は、第百五十七条各号に掲げる事由により取引デジタルプラットフォームを利用する一般消費者等の生命又は身体についてガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該各号に規定する者が特定できないこと、その所在が明らかでないことその他の事由により当該各号に規定する者によつて当該災害の拡大を防止するために必要な措置がとられることを期待することができず、かつ、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該取引デジタルプラットフォームを提供する取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、当該各号に規定する者による

第七節 災害防止命令

第百五十七条 (略)

(新設)

(新設)

当該ガス用品の販売に係る当該取引デジタルプラットフォームの利用の停止その他の必要な措置をとるべきことを要請することが出来る。

2 経済産業大臣は、前項の規定による要請をしたときは、その旨を公表することができる。

3 取引デジタルプラットフォーム提供者は、第一項の規定による要請を受けて当該要請に係る措置をとった場合において、当該措置により製造、輸入又は販売の事業を行う者に生じた損害については、賠償の責任を負わない。

(法令等違反行為を行った者の氏名等の公表)

第百五十七条の四 経済産業大臣は、ガス用品による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、経済産業省令で定めるところにより、この章の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分又は第百七十一条第一項、第百七十二条第一項若しくは第百七十三条第一項の規定に基づく命令若しくは処分違反する行為(以下この条において「法令等違反行為」という。)を行った者の氏名又は名称その他法令等違反行為による災害の拡大を防止するために必要な事項を公表することができる。

第十章 雑則

(報告の徴収)

第百七十一条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等、一般

(新設)

第十章 雑則

(報告の徴収)

第百七十一条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等、一般

ガス導管事業者、特定ガス導管事業者若しくはガス製造事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）に対し、その事業（特定輸入事業者である届出事業者の国内管理人に対しては、その業務及び当該届出事業者の事業）に関し報告をさせることができる。

2
5 （略）

（立入検査）

第七十二条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2
5 （略）

6 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項の規定による立入検査（ガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）に係るものに限る。）又は第四項の規定による立入検査（国内登録ガス用品検査機関に係るものに限る。）を行わせることができる。

7
10 （略）

（ガス用品の提出）

第七十三条 経済産業大臣は、前条第一項の規定によりその職

ガス導管事業者、特定ガス導管事業者若しくはガス製造事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

2
5 （略）

（立入検査）

第七十二条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2
5 （略）

6 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項の規定による立入検査（ガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者に係るものに限る。）又は第四項の規定による立入検査（国内登録ガス用品検査機関に係るものに限る。）を行わせることができる。

7
10 （略）

（ガス用品の提出）

第七十三条 経済産業大臣は、前条第一項の規定によりその職

員に、又は同条第六項の規定により機構にガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、検査をさせ、又は検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査をさせ、又は検査を行わせることが著しく困難であると認められるガス用品があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

2・3 (略)

第十一章 罰則

第百九十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一七 (略)

八 第百四十九条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による禁止に違反したとき。

九 (略)

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〇九 (略)

十 第百四十五条第三項前段の規定に違反して、検査記録の写しを提供しなかつたとき。

十一 第百四十五条第三項後段の規定に違反して、検査記録の

員に、又は同条第六項の規定により機構にガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、検査をさせ、又は検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査をさせ、又は検査を行わせることが著しく困難であると認められるガス用品があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

2・3 (略)

第十一章 罰則

第百九十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一七 (略)

八 第百四十九条（第一号に係る部分に限る。）の規定による禁止に違反したとき。

九 (略)

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〇九 (略)

(新設)

(新設)

写しを保存しなかつたとき。

十二 (略)

十三 第四百四十六条第三項前段の規定に違反して、同項に規定する写しを提供しなかつたとき。

十四 第四百四十六条第三項後段の規定に違反して、同項に規定する写しを保存しなかつたとき。

十五 十七 (略)

第二百五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第四十一条第二項、第四百四十一条第二項、第四百四十二条第一項若しくは第二項又は第四百四十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 (略)

十 (略)

(新設)

(新設)

十一 十三 (略)

第二百五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第四十一条第二項、第四百四十一条第二項、第四百四十二条又は第四百四十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 (略)

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 事業の届出等（第三条―第七条） 第三章 電気用品の適合性検査等（第八条―第二十六条） 第四章 販売等の制限（第二十七条・第二十八条） 第五章 検査機関の登録等 第一節 検査機関の登録（第二十九条―第三十二条） 第二節 国内登録検査機関（第三十三条―第四十二条の二） 第三節 外国登録検査機関（第四十二条の三・第四十二条の四） 第五章の二 危険等防止命令等（第四十二条の五―第四十二条の八） 第六章 雑則（第四十三条―第五十六条） 第七章 罰則（第五十七条―第六十一条） 附則 第一章 総則 （定義） 第二条 （略） 3 この法律において「取引デジタルプラットフォーム」とは、	目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 事業の届出等（第三条―第七条） 第三章 電気用品の適合性検査等（第八条―第二十六条） 第四章 販売等の制限（第二十七条・第二十八条） 第五章 検査機関の登録等 第一節 検査機関の登録（第二十九条―第三十二条） 第二節 国内登録検査機関（第三十三条―第四十二条の二） 第三節 外国登録検査機関（第四十二条の三・第四十二条の四） 第五章の二 危険等防止命令（第四十二条の五） 第六章 雑則（第四十三条―第五十六条） 第七章 罰則（第五十七条―第六十一条） 附則 第一章 総則 （定義） 第二条 （略） 2 （新設）

5	この法律において、輸入する行為には、外国にある者が外国
4	特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）第二条第一項に規定するデジタルプラットフォームのうち、当該デジタルプラットフォームにより提供される場が次の各号のいずれかの機能を有するものをいう。 一 当該デジタルプラットフォームを利用する者が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて、電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者（自らが提供する当該デジタルプラットフォームを利用して電気用品の販売を行う場合におけるものを除く。次号において同じ。）に対し、電気用品の通信販売（特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第二条第二項に規定する通信販売をいう。同号及び第四十二条の六において同じ。）に係る売買契約の申込みの意思表示を行うことができる機能 二 当該デジタルプラットフォームを利用する者が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて、競りその他の政令で定める方法により電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者の電気用品の通信販売に係る売買契約の相手方となるべき者を決定する手続に参加することができる機能（前号に該当するものを除く。） この法律において「取引デジタルプラットフォーム提供者」とは、事業として、取引デジタルプラットフォームを単独で又は共同して提供する者をいう。

（新設）

（新設）

から日本国内に他人をして持ち込ませ、一般消費者に引き取らせる行為が含まれるものとする。

第二章 事業の届出等

(事業の届出)

第三条 電気用品の製造又は輸入の事業を行う者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める電気用品の区分（以下単に「電気用品の区分」という。）に従い、事業開始の日から三十日以内に、次の事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 (略)

二 電気用品の輸入の事業を行う者（外国にある者に限る。以下「特定輸入事業者」という。）にあつては、日本国内においてその輸入に係る電気用品による危険及び障害の拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者（以下「国内管理人」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名

三 (略)

四 当該電気用品の設計を行う者であることその他の経済産業省令で定める要件に該当しない者にあつては、当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（電気用品の輸入の事業を行う者にあつては、当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

(変更の届出)

第二章 事業の届出等

(事業の届出)

第三条 電気用品の製造又は輸入の事業を行う者は、経済産業省令で定める電気用品の区分に従い、事業開始の日から三十日以内に、次の事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 (略)

(新設)

二 (略)

三 当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（電気用品の輸入の事業を行う者にあつては、当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

(変更の届出)

第五条 (略)

2 届出事業者は、第三条第四号の経済産業省令で定める要件に該当しなくなつたときは、遅滞なく、同号の事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

(届出事項に係る情報の公表)

第七条 経済産業大臣は、第三条の規定による届出又は第五条第一項の規定による届出(第三条第一号から第三号までの事項に係るものに限る。)があつたときは、これらの届出に係る第三条第一号から第三号までの事項に係る情報を公表するものとする。

2 経済産業大臣は、前条の規定による届出があつたときは、その旨を公表するものとする。

第三章 電気用品の適合性検査等

(基準適合義務等)

第八条 (略)

2 (略)

3 特定輸入事業者である届出事業者は、前項の検査記録の写しをその国内管理人に提供しなければならない。この場合において、当該国内管理人は、当該写しを保存しなければならない。

4 特定輸入事業者である届出事業者は、その国内管理人が経済産業省令で定める基準に適合するようにしなければならない。

(特定電気用品の適合性検査)

第五条 (略)

(新設)

(届出事項に係る情報の提供)

第七条 何人も、経済産業大臣に対し、第三条第一号及び第二号に掲げる事項に係る情報の提供を請求することができる。

第三章 電気用品の適合性検査等

(基準適合義務等)

第八条 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

(特定電気用品の適合性検査)

第九条 (略)

2 (略)

3 特定輸入事業者である届出事業者は、その輸入に係る電気用品が特定電気用品である場合には、前項の証明書（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第三十五条の規定により保存している同条各号に掲げる証明書を含み、第一項第二号に係るものにあつては、同項ただし書の政令で定める期間を経過していないものに限る。）又は第一項ただし書の経済産業省令で定めるものの写しをその国内管理人に提供しなければならない。この場合において、当該国内管理人は、当該写しを保存しなければならない。

(表示)

第十条 届出事業者（特定輸入事業者である者を除く。）は、その届出に係る型式の電気用品の技術基準に対する適合性について、第八条第二項（特定電気用品の場合にあつては、同項及び前条第一項）の規定による義務を履行したときは、当該電気用品に経済産業省令で定める方式による表示を付することができる。

2 特定輸入事業者である届出事業者は、その届出に係る型式の

電気用品の技術基準に対する適合性について、第八条第二項及び第三項前段（特定電気用品の場合にあつては、同条第二項及び第三項前段並びに前条第一項及び第三項前段）の規定による義務を履行し、かつ、その国内管理人が第八条第三項後段（特定電気用品の場合にあつては、同項後段及び前条第三項後段）

第九条 (略)

2 (略)

(新設)

(表示)

第十条 届出事業者は、その届出に係る型式の電気用品の技術基準に対する適合性について、第八条第二項（特定電気用品の場合にあつては、同項及び前条第一項）の規定による義務を履行したときは、当該電気用品に経済産業省令で定める方式による表示を付することができる。

(新設)

の規定による義務を履行していることを確認したときは、当該電気用品に前項の表示を付することができる。

3 届出事業者がその届出に係る型式の電気用品について前二項の規定により表示を付する場合でなければ、何人も、電気用品に第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(表示の禁止)

第十二条 経済産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、届出事業者に対し、一年以内の期間を定めて当該各号に定める届出に係る型式の電気用品に第十条第一項（当該届出事業者が特定輸入事業者である場合にあっては、同条第二項）の規定により表示を付することを禁止することができる。

一 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の電気用品（第八条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入したものを除く。）が技術基準に適合していない場合において、危険又は障害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき 当該技術基準に適合していない電気用品の属する届出に係る型式

二 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の電気用品について、第八条第二項又は第九条第一項の規定に違反したとき 当該違反に係る電気用品の属する届出に係る型式

三 特定輸入事業者である届出事業者が輸入したその届出に係る型式の電気用品について、第八条第三項前段又は第九条第三項前段の規定に違反したとき 当該違反に係る電気用品の

2 届出事業者がその届出に係る型式の電気用品について前項の規定により表示を付する場合でなければ、何人も、電気用品に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(表示の禁止)

第十二条 経済産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、届出事業者に対し、一年以内の期間を定めて当該各号に定める届出に係る型式の電気用品に第十条第一項の規定により表示を付することを禁止することができる。

一 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の電気用品（第八条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入したものを除く。）が技術基準に適合していない場合において、危険又は障害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき 当該技術基準に適合していない電気用品の属する届出に係る型式

二 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の電気用品について、第八条第二項又は第九条第一項の規定に違反したとき 当該違反に係る電気用品の属する届出に係る型式

(新設)

属する届出に係る型式

四 国内管理人が第八条第三項後段又は第九条第三項後段の規定に違反したとき 当該違反に係る電気用品の属する届出に係る型式

五 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の電気用品について、前条の規定による命令に違反したとき 当該違反に係る電気用品の属する届出に係る型式

2

経済産業大臣は、次に掲げる場合には、特定輸入事業者である届出事業者に対し、一年以内の期間を定めてその届出に係る電気用品の区分に属する届出に係る型式の電気用品に第十条第二項の規定により表示を付することを禁止することができる。

一 国内管理人が第八条第四項の経済産業省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき。

二 国内管理人が欠けた場合において新たに国内管理人を選任しなかつたとき。

第五章の二 危険等防止命令等

(取引デジタルプラットフォーム提供者の責務)

第四十二条の六 取引デジタルプラットフォーム提供者は、電気用品(その提供する取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係るものに限る。)の製造、輸入又は販売の事業を行う者が前条の規定による命令を受けてとる措置に協力するよう努めなければならない。

(危険等防止要請)

(新設)

三 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の電気用品について、前条の規定による命令に違反したとき。 当該違反に係る電気用品の属する届出に係る型式

(新設)

第五章の二 危険等防止命令

(新設)

第四十二条の七 経済産業大臣は、第四十二条の五各号に掲げる

事由により取引デジタルプラットフォームを利用して販売される電気用品による危険又は障害が発生するおそれがあると認められる場合において、当該各号に規定する者が特定できないこと、その所在が明らかでないことその他の事由により当該各号に規定する者によつて当該電気用品による危険及び障害の拡大を防止するために必要な措置がとられることを期待することができず、かつ、当該危険及び障害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該取引デジタルプラットフォームを提供する取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、当該各号に規定する者による当該電気用品の販売に係る当該取引デジタルプラットフォームの利用の停止その他の必要な措置をとるべきことを要請することができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による要請をしたときは、その旨を公表することができる。

3 取引デジタルプラットフォーム提供者は、第一項の規定による要請を受けて当該要請に係る措置をとつた場合において、当該措置により製造、輸入又は販売の事業を行う者に生じた損害については、賠償の責任を負わない。

（法令等違反行為を行った者の氏名等の公表）

第四十二条の八 経済産業大臣は、電気用品による危険又は障害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、経済産業省令で定めるところにより、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この条において「法令等違反行為」という。）を行った者の氏名又は名称その他法令等違反

（新設）

（新設）

反行為による危険及び障害の拡大を防止するために必要な事項を公表することができる。

第六章 雑則

(報告の徴収)

第四十五条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）又は第二十八条第二項に規定する事業を行う者に対し、その業務（特定輸入事業者である届出事業者の国内管理人に対しては、その業務及び当該届出事業者の業務）に関し報告をさせることができる。

2 (略)

(立入検査等)

第四十六条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）又は第二十八条第二項に規定する事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、電気用品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 8 (略)

第七章 罰則

第六章 雑則

(報告の徴収)

第四十五条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者又は第二十八条第二項に規定する事業を行う者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 (略)

(立入検査等)

第四十六条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者又は第二十八条第二項に規定する事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、電気用品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 8 (略)

第七章 罰則

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十条第三項の規定に違反して表示を付したとき。

二 第十二条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による禁止に違反したとき。

三 第二十七条第一項の規定に違反して電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列したとき。

四 第二十八条第一項又は第二項の規定に違反して電気用品を使用したとき。

五 第四十一条の規定による業務の停止の命令に違反したとき。

六 第四十二条の五の規定による命令に違反したとき。

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第八条第二項の規定に違反して検査を行わず、検査記録を作成せず、若しくは虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかったとき。

三 第八条第三項前段の規定に違反して、検査記録の写しを提出しなかったとき。

四 第八条第三項後段の規定に違反して、検査記録の写しを保存しなかったとき。

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十条第二項の規定に違反して表示を付した者

二 第十二条（第一号に係る部分に限る。）の規定による禁止に違反した者

三 第二十七条第一項の規定に違反して電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列した者

四 第二十八条第一項又は第二項の規定に違反して電気用品を使用した者

五 第四十一条の規定による業務の停止の命令に違反した者

六 第四十二条の五の規定による命令に違反した者

第五十八条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第八条第二項の規定に違反して検査を行わず、検査記録を作成せず、若しくは虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかった者

（新設）

（新設）

五| 第九条第一項の規定に違反して、証明書の交付を受けず、又は証明書を保存しなかつたとき。

六| 第九条第三項前段の規定に違反して、同項に規定する写しを提供しなかつたとき。

七| 第九条第三項後段の規定に違反して、同項に規定する写しを保存しなかつたとき。

八| 第三十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

九| 第四十二条第一項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

十| 第四十五条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十一| 第四十六条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

十二| 第四十六条の二第一項の規定による命令に違反したとき。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第四条第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 (略)

三| 第九条第一項の規定に違反して、証明書の交付を受けず、又は証明書を保存しなかつた者

(新設)

(新設)

四| 第三十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五| 第四十二条第一項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

六| 第四十五条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七| 第四十六条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

八| 第四十六条の二第一項の規定による命令に違反した者

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第四条第二項、第五条又は第六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 (略)

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 液化石油ガス販売事業（第三条―第二十六条の三） 第三章 保安業務（第二十七条―第三十五条の五） 第三章の二 液化石油ガス販売事業者の認定（第三十五条の六―第三十五条の十） 第四章 貯蔵施設等及び充てんのための設備（第三十六条―第三十八条） 第四章の二 液化石油ガス設備工事 第一節 液化石油ガス設備工事（第三十八条の二―第三十八条の十三） 第二節 指定試験機関（第三十八条の十四―第三十八条の二十八） 第五章 液化石油ガス器具等 第一節 販売及び表示の制限（第三十九条・第四十条） 第二節 事業の届出等（第四十一条―第五十条） 第三節 検査機関の登録（第五十一条―第五十四条） 第四節 国内登録検査機関（第五十五条―第六十二条） 第五節 外国登録検査機関（第六十三条・第六十四条） 第六節 災害防止命令等（第六十五条―第八十条） 第六章 雑則（第八十一条―第九十五条の二）	目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 液化石油ガス販売事業（第三条―第二十六条の三） 第三章 保安業務（第二十七条―第三十五条の五） 第三章の二 液化石油ガス販売事業者の認定（第三十五条の六―第三十五条の十） 第四章 貯蔵施設等及び充てんのための設備（第三十六条―第三十八条） 第四章の二 液化石油ガス設備工事 第一節 液化石油ガス設備工事（第三十八条の二―第三十八条の十三） 第二節 指定試験機関（第三十八条の十四―第三十八条の二十八） 第五章 液化石油ガス器具等 第一節 販売及び表示の制限（第三十九条・第四十条） 第二節 事業の届出等（第四十一条―第五十条） 第三節 検査機関の登録（第五十一条―第五十四条） 第四節 国内登録検査機関（第五十五条―第六十二条） 第五節 外国登録検査機関（第六十三条・第六十四条） 第六節 災害防止命令（第六十五条―第八十条） 第六章 雑則（第八十一条―第九十五条の二）

第七章 罰則（第九十六条―第四百四条）
附則

第一章 総則

（定義）

第二条 （略）

2ゝ8 （略）

9 この法律において「取引デジタルプラットフォーム」とは、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）第二条第一項に規定するデジタルプラットフォームのうち、当該デジタルプラットフォームにより提供される場が次の各号のいずれかの機能を有するものをいう。

- 一 当該デジタルプラットフォームを利用する一般消費者等が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従って当該電子計算機を用いて送信することによつて、液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行う者（自らが提供する当該デジタルプラットフォームを利用して液化石油ガス器具等の販売を行う場合におけるものを除く。次号において同じ。）に対し、液化石油ガス器具等の通信販売（特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第二条第二項に規定する通信販売をいう。同号及び第六十六条において同じ。）に係る売買契約の申込みの意思表示を行うことができる機能

二 当該デジタルプラットフォームを利用する一般消費者等が

第七章 罰則（第九十六条―第四百四条）
附則

第一章 総則

（定義）

第二条 （略）

2ゝ8 （略）

（新設）

、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて、競りその他の政令で定める方法により液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行う者の液化石油ガス器具等の通信販売に係る売買契約の相手方となるべき一般消費者等を決定する手続に参加することができる機能（前号に該当するものを除く。）

10| この法律において「取引デジタルプラットフォーム提供者」とは、事業として、取引デジタルプラットフォームを単独で又は共同して提供する者をいう。

11| この法律において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませ、一般消費者等に引き取らせる行為が含まれるものとする。

第五章 液化石油ガス器具等

第一節 販売及び表示の制限

（販売の制限）

第三十九条 液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第四十八条第一項（液化石油ガス器具等の輸入の事業を行う者（外国にある者に限る。以下「特定輸入事業者」という。）の輸入に係るものである場合にあっては、同条第二項）の規定により表示が付されているものでなければ、液化石油ガス器具等を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

2
（略）

（新設）

（新設）

第五章 液化石油ガス器具等

第一節 販売及び表示の制限

（販売の制限）

第三十九条 液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第四十八条の規定により表示が付されているものでなければ、液化石油ガス器具等を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

2
（略）

(表示の制限)

第四十条 次条の規定による届出をした者（以下「届出事業者」という。）が同条の規定による届出に係る型式（以下単に「届出に係る型式」という。）の液化石油ガス器具等について第四十八条の規定により表示を付する場合でなければ、何人も、液化石油ガス器具等に同条第一項の経済産業省令で定める方式による表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第二節 事業の届出等

(事業の届出)

第四十一条 液化石油ガス器具等の製造又は輸入の事業を行う者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める液化石油ガス器具等の区分（以下単に「液化石油ガス器具等の区分」という。）に従い、次の事項を経済産業大臣に届け出ることができる。

一 (略)

二 特定輸入事業者にあつては、日本国内においてその輸入に係る液化石油ガス器具等による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大を防止するために必要な措置をとらせ
るための者（以下「国内管理人」という。）の氏名又は名称
及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者
の氏名

三 (略)

四 当該液化石油ガス器具等の設計を行う者であることその他

(表示の制限)

第四十条 次条の規定による届出をした者（以下「届出事業者」という。）が同条の規定による届出に係る型式（以下単に「届出に係る型式」という。）の液化石油ガス器具等について第四十八条の規定により表示を付する場合でなければ、何人も、液化石油ガス器具等に同条の経済産業省令で定める方式による表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第二節 事業の届出等

(事業の届出)

第四十一条 液化石油ガス器具等の製造又は輸入の事業を行う者は、経済産業省令で定める液化石油ガス器具等の区分に従い、次の事項を経済産業大臣に届け出ることができる。

一 (略)

(新設)

二 (略)

三 当該液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場の名称

の経済産業省令で定める要件に該当しない者にあつては、当該液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（液化石油ガス器具等の輸入の事業を行う者にあつては、当該液化石油ガス器具等の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

（変更の届出）

第四十三条 （略）

- 2 届出事業者は、第四十一条第四号の経済産業省令で定める要件に該当しなくなつたときは、遅滞なく、同号の事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

（届出事項に係る情報の公表）

- 第四十五条 経済産業大臣は、第四十一条の規定による届出又は第四十三条第一項の規定による届出（第四十一条第一号から第三号までの事項に係るものに限る。）があつたときは、これらの届出に係る第四十一条第一号から第三号までの事項に係る情報を公表するものとする。

- 2 経済産業大臣は、前条の規定による届出があつたときは、その旨を公表するものとする。

（基準適合義務等）

第四十六条 （略）

- 2 （略）

- 3 特定輸入事業者である届出事業者は、前項の検査記録の写しをその国内管理人に提供しなければならない。この場合において

及び所在地（液化石油ガス器具等の輸入の事業を行う者にあつては、当該液化石油ガス器具等の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

（変更の届出）

第四十三条 （略）

（新設）

（届出事項に係る情報の提供）

- 第四十五条 何人も、経済産業大臣に対し、第四十一条第一号及び第二号に掲げる事項に係る情報の提供を請求することができる。

（基準適合義務等）

第四十六条 （略）

- 2 （略）

（新設）

て、当該国内管理人は、当該写しを保存しなければならない。
4 特定輸入事業者である届出事業者は、その国内管理人が経済産業省令で定める基準に適合するようにしなければならない。

(特定液化石油ガス器具等の適合性検査)
第四十七条 (略)

2 (略)

3 特定輸入事業者である届出事業者は、その輸入に係る液化石油ガス器具等が特定液化石油ガス器具等である場合には、前項の証明書(第一項第二号に係るものにあつては、同項ただし書の政令で定める期間を経過していないものに限る。)又は第一項ただし書の経済産業省令で定めるものの写しをその国内管理人に提供しなければならない。この場合において、当該国内管理人は、当該写しを保存しなければならない。

(表示)

第四十八条 届出事業者(特定輸入事業者である者を除く。)は、その届出に係る型式の液化石油ガス器具等の第四十六条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に対する適合性について、同条第二項(特定液化石油ガス器具等の場合にあつては、同項及び前条第一項)の規定による義務を履行したときは、当該液化石油ガス器具等に経済産業省令で定める方式による表示を付することができる。

2 特定輸入事業者である届出事業者は、その届出に係る型式の液化石油ガス器具等の第四十六条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に対する適合性について、同条第二項及び第三

(新設)

(特定液化石油ガス器具等の適合性検査)
第四十七条 (略)

2 (略)

(新設)

(表示)

第四十八条 届出事業者は、その届出に係る型式の液化石油ガス器具等の第四十六条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に対する適合性について、同条第二項(特定液化石油ガス器具等の場合にあつては、同項及び前条第一項)の規定による義務を履行したときは、当該液化石油ガス器具等に経済産業省令で定める方式による表示を付することができる。

(新設)

項前段（特定液化石油ガス器具等の場合にあつては、同条第二項及び第三項前段並びに前条第一項及び第三項前段）の規定による義務を履行し、かつ、その国内管理人が第四十六条第三項後段（特定液化石油ガス器具等の場合にあつては、同項後段及び前条第三項後段）の規定による義務を履行していることを確認したときは、当該液化石油ガス器具等に前項の経済産業省令で定める方式による表示を付することができる。

（表示の禁止）

第五十条 経済産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、届出事業者に対し、一年以内の期間を定めて当該各号に定める届出に係る型式の液化石油ガス器具等に第四十八条第一項（当該届出事業者が特定輸入事業者である場合にあつては、同条第二項）の規定により表示を付することを禁止することができる。

一 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の液化石油ガス器具等（第四十六条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入したものを除く。）が同項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していない場合において、一般消費者等の生命又は身体についての災害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき。当該経済産業省令で定める技術上の基準に適合していない液化石油ガス器具等の属する届出に係る型式

二 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の液化石油ガス器具等について、第四十六条第二項又は第四十七条第一項の規定に違反したとき。当該違反に係る液化石油ガス器具等の属する届出に係る型式

（表示の禁止）

第五十条 経済産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、届出事業者に対し、一年以内の期間を定めて当該各号に定める届出に係る型式の液化石油ガス器具等に第四十八条の規定により表示を付することを禁止することができる。

一 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の液化石油ガス器具等（第四十六条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入したものを除く。）が同項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していない場合において、一般消費者等の生命又は身体についての災害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき。当該経済産業省令で定める技術上の基準に適合していない液化石油ガス器具等の属する届出に係る型式

二 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の液化石油ガス器具等について、第四十六条第二項又は第四十七条第一項の規定に違反したとき。当該違反に係る液化石油ガス器具等の属する届出に係る型式

三 特定輸入事業者である届出事業者が輸入したその届出に係る型式の液化石油ガス器具等について、第四十六条第三項前段又は第四十七条第三項前段の規定に違反したとき 当該違反に係る液化石油ガス器具等の属する届出に係る型式

四 国内管理人が第四十六条第三項後段又は第四十七条第三項後段の規定に違反したとき 当該違反に係る液化石油ガス器具等の属する届出に係る型式

五 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の液化石油ガス器具等について、前条の規定による命令に違反したとき 当該違反に係る液化石油ガス器具等の属する届出に係る型式

2 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、特定輸入事業者である届出事業者に対し、一年以内の期間を定めてその届出に係る液化石油ガス器具等の区分に属する届出に係る型式の液化石油ガス器具等に第四十八条第二項の規定により表示を付することを禁止することができる。

一 国内管理人が第四十六条第四項の経済産業省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき。

二 国内管理人が欠けた場合において新たに国内管理人を選任しなかつたとき。

第六節 災害防止命令等

(取引デジタルプラットフォーム提供者の責務)

第六十六条 取引デジタルプラットフォーム提供者は、液化石油ガス器具等(その提供する取引デジタルプラットフォームを利

(新設)

(新設)

三 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の液化石油ガス器具等について、前条の規定による命令に違反したとき。 当該違反に係る液化石油ガス器具等の属する届出に係る型式

(新設)

第六節 災害防止命令

第六十六条から第八十条まで 削除

用して行われる通信販売に係るものに限る。の製造、輸入又は販売の事業を行う者が前条の規定による命令を受けてとる措置に協力するよう努めなければならない。

（災害防止要請）

第六十七条 経済産業大臣は、第六十五条各号に掲げる事由により取引デジタルプラットフォームを利用する一般消費者等の生命又は身体について液化石油ガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該各号に規定する者が特定できないこと、その所在が明らかでないことその他の事由により当該各号に規定する者によつて当該災害の拡大を防止するために必要な措置がとられることを期待することができず、かつ、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該取引デジタルプラットフォームを提供する取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、当該各号に規定する者による当該液化石油ガス器具等の販売に係る当該取引デジタルプラットフォームの利用の停止その他の必要な措置をとるべきことを要請することができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による要請をしたときは、その旨を公表することができる。

3 取引デジタルプラットフォーム提供者は、第一項の規定による要請を受けて当該要請に係る措置をとつた場合において、当該措置により製造、輸入又は販売の事業を行う者に生じた損害については、賠償の責任を負わない。

（法令等違反行為を行った者の氏名等の公表）

第六十八条 経済産業大臣は、液化石油ガス器具等による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大を防止するため必要があるとき、この章の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分又は第八十二条第一項、第八十三条第一項若しくは第八十三条の二第一項の規定に基づく命令若しくは処分は違反する行為（以下この条において「法令等違反行為」という。）を行つた者の氏名又は名称その他法令等違反行為による災害の拡大を防止するために必要な事項を公表することができる。

第六十九条から第八十条まで 削除

第六章 雑則

（報告の徴収）

第八十二条 経済産業大臣等は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、液化石油ガス販売事業者、保安機関、液化石油ガス設備士、特定液化石油ガス設備工事事業者又は液化石油ガス器具等の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。以下「液化石油ガス器具等製造事業者等」という。）に対し、その業務又は経理の状況（特定輸入事業者である届出事業者の国内管理人に対しては、その業務の状況及び当該届出事業者の業務の状況）に関し報告をさせることができる。

255 (略)

第六章 雑則

（報告の徴収）

第八十二条 経済産業大臣等は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、液化石油ガス販売事業者、保安機関、液化石油ガス設備士、特定液化石油ガス設備工事事業者又は液化石油ガス器具等の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

255 (略)

(立入検査等)

第八十三条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、液化石油ガス販売事業者又は液化石油ガス器具等製造事業者等の事務所、営業所、工場、液化石油ガス又は液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り液化石油ガスを収去させることができる。

28 (略)

9 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項の規定による立入検査又は質問（液化石油ガス器具等製造事業者等に係るものに限る。）又は第五項の規定による立入検査又は質問を行わせることができる。

1013 (略)

(液化石油ガス器具等の提出)

第八十三条の二 経済産業大臣は、前条第一項の規定によりその職員に、又は同条第九項の規定により機構に液化石油ガス器具等製造事業者等の事務所、営業所、工場、液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所に立ち入り、検査をさせ、又は検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査をさせ、又は検査を行わせることが著しく困難であると認められる液化石油ガス器具等があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

(立入検査等)

第八十三条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、液化石油ガス販売事業者又は液化石油ガス器具等の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の事務所、営業所、工場、液化石油ガス又は液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り液化石油ガスを収去させることができる。

28 (略)

9 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項の規定による立入検査又は質問（液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行う者に係るものに限る。）又は第五項の規定による立入検査又は質問を行わせることができる。

1013 (略)

(液化石油ガス器具等の提出)

第八十三条の二 経済産業大臣は、前条第一項の規定によりその職員に、又は同条第九項の規定により機構に液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行う者の事務所、営業所、工場、液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所に立ち入り、検査をさせ、又は検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査をさせ、又は検査を行わせることが著しく困難であると認められる液化石油ガス器具等があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

第七章 罰則

第九十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三十九条第一項又は第四十条の規定に違反したとき。
- 二 第五十条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による禁止に違反したとき。
- 三 第六十一条の規定による業務の停止の命令に違反したとき。
- 四 第六十五条の規定による命令に違反したとき。

第九十六条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条第一項の登録を受けないで液化石油ガス販売事業を行つたとき。
- 二 第二十六条の規定による事業の停止の命令に違反したとき。
- 三 第三十七条の七第一項の規定による貯蔵施設、特定供給設備又は充てん設備の使用の停止の命令に違反したとき。

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰

第七章 罰則

第九十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三十九条第一項又は第四十条の規定に違反した者
- 二 第五十条（第一号に係る部分に限る。）の規定による禁止に違反した者
- 三 第六十一条の規定による業務の停止の命令に違反した者
- 四 第六十五条の規定による命令に違反した者

第九十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条第一項の登録を受けないで液化石油ガス販売事業を行つた者
- 二 第二十六条の規定による事業の停止の命令に違反した者
- 三 第三十七条の七第一項の規定による貯蔵施設、特定供給設備又は充てん設備の使用の停止の命令に違反した者

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する

金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第十一条、第十九条第一項、第二十一条第一項、第三十七条の三第一項(第三十七条の四第四項において準用する場合を含む。) 又は第三十七条の六第一項の規定に違反したとき。

三 第三十六条第一項の許可を受けないで貯蔵施設又は特定供給設備を設置したとき。

四 第三十七条の二第一項の規定に違反して貯蔵施設の位置、構造若しくは設備又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置を変更したとき。

五 第三十七条の四第一項の許可を受けないで供給設備に液化石油ガスを充填したとき。

六 第三十七条の四第三項において準用する第三十七条の二第二項の規定に違反して充てん設備の第三十七条の四第一項の経済産業省令で定める所在地、構造、設備又は装置を変更したとき。

第九十九条 第十三条第二項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第百条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第二項の規定による命令に違反したとき。
- 二 第十六条第一項又は第二項の規定に違反したとき。
- 三 第十六条の二第二項、第三十四条第三項、第三十五条の五

一 (略)

二 第十一条、第十九条第一項、第二十一条第一項、第三十七条の三第一項(第三十七条の四第四項において準用する場合を含む。) 又は第三十七条の六第一項の規定に違反した者。

三 第三十六条第一項の許可を受けないで貯蔵施設又は特定供給設備を設置した者。

四 第三十七条の二第一項の規定に違反して貯蔵施設の位置、構造若しくは設備又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置を変更した者。

五 第三十七条の四第一項の許可を受けないで供給設備に液化石油ガスを充填した者。

六 第三十七条の四第三項において準用する第三十七条の二第二項の規定に違反して充てん設備の第三十七条の四第一項の経済産業省令で定める所在地、構造、設備又は装置を変更した者。

第九十九条 第十三条第二項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第百条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第二項の規定による命令に違反した者。
- 一 の二 第十六条第一項又は第二項の規定に違反した者。
- 二 第十六条の二第二項、第三十四条第三項、第三十五条の五

又は第三十七条の五第三項の規定による命令に違反したとき。

(削る)

四 第三十八条の十三の規定に違反して器具を備えなかつたとき。

五 第四十一条の規定による届出をする場合において虚偽の届出をしたとき。

六 第四十六条第二項の規定に違反して検査を行わず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつたとき。

七 第四十六条第三項前段の規定に違反して、検査記録の写しを提供しなかつたとき。

八 第四十六条第三項後段の規定に違反して、検査記録の写しを保存しなかつたとき。

九 第四十七条第一項の規定に違反して、証明書の交付を受けず、又は証明書を保存しなかつたとき。

十 第四十七条第三項前段の規定に違反して、同項に規定する写しを提供しなかつたとき。

十一 第四十七条第三項後段の規定に違反して、同項に規定する写しを保存しなかつたとき。

十二 第五十八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十三 第八十一条第三項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

十四 液化石油ガス器具等製造事業者等が第八十二条第一項の

又は第三十七条の五第三項の規定による命令に違反した者

三及び四 削除

五 第三十八条の十三の規定に違反して器具を備えなかつた者

六 第四十一条第一項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

七 第四十六条第二項の規定に違反して検査を行わず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者

(新設)

(新設)

八 第四十七条第一項の規定に違反して、証明書の交付を受けず、又は証明書を保存しなかつた者

(新設)

(新設)

九 第五十八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十 第八十一条第三項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

十一 第八十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の

規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十五 第八十二条第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十六 液化石油ガス器具等製造事業者等が第八十三条第一項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

十七 第八十三条第五項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

十八 第八十三条の二第一項の規定による命令に違反したとき。

第一百条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第七条又は第三十八条の二の規定に違反したとき。

二 第十九条第二項、第二十一条第二項、第二十三条又は第三十八条の十第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第八十一条第一項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四 第八十二条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき（前条第十四号の規定に該当する場合を除く。）。

報告をした者（液化石油ガス器具等の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に限る。）

十二 第八十二条第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十三 第八十三条第一項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者（液化石油ガス器具等の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に限る。）

十四 第八十三条第五項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

十五 第八十三条の二第一項の規定による命令に違反した者

第一百条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第七条又は第三十八条の二の規定に違反した者

二 第十九条第二項、第二十一条第二項、第二十三条又は第三十八条の十第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第八十一条第一項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

四 第八十二条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者（前条十一号の規定に該当する者を除く。）

五 第八十三条第一項若しくは第二項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき（前条第十六号の規定に該当する場合を除く。）。

六 第八十三条第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第百三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第四十二条第二項、第四十三条第一項若しくは第二項又は第四十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 （略）

五 第八十三条第一項若しくは第二項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者（前条第十三号の規定に該当する者を除く。）。

六 第八十三条第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第百三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第四十二条第二項、第四十三条又は第四十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 （略）